

糸満のくらし体感施設管理運営業務プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、糸満のくらし体感施設管理運営業務の実施にあたり、民間の創意工夫と柔軟な発想によって質の高い成果を得るため、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

糸満のくらし体感施設管理運営業務

(2) 委託上限金額

6,598,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務内容

①糸満のくらし体感施設管理運営

②関係機関との連携及び調整

※ 別添「糸満のくらし体感施設管理運営業務委託仕様書」委託業務の内容のとおり

(5) 実施場所

糸満市のくらし体感施設（糸満市字糸満 989-83）

3 業務仕様書

別添「糸満のくらし体感施設管理運営業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 社会福祉法人や非営利活動法人など法人格を有している団体であること。
- (7) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、必要な支援を提供できること。
- (8) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。

5 スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

	項目	期日等
1	公募内容の公表（市ホームページ）	令和3年4月 2日（金）
2	質問書の提出期限	令和3年4月 9日（金）午後3時まで
3	質問書の回答期限	令和3年4月13日（火）までに回答
4	参加申込書の提出期限	令和3年4月16日（金）必着
5	企画提案書等の提出期限	令和3年4月20日（火）必着
6	プレゼンテーションの審査	令和3年4月23日（金）
7	審査結果の通知	令和3年4月26日（月）に通知
8	委託契約締結	令和3年4月27日（火）を予定

6 配布資料

配布資料は次の資料とし、糸満市ホームページにて掲載する。

- (1) 糸満のくらし体感施設管理運営業務プロポーザル実施要領
- (2) 糸満のくらし体感施設管理運営業務委託仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号～様式第8号）

7 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和3年4月9日（金）午後3時まで
- (2) 提出方法 糸満市商工水産課あて電子メールにより提出すること。
E-mail: sho-sui@city.itoman.lg.jp
※メールにて提出した際は電話にて受信確認を必ず行うこと。

(3) 質問に対する回答

- ①回 答 令和3年4月13日（火）までに質問者へメールにて回答
- ②そ の 他 市のHPにて全質問及び回答内容を公表

8 応募方法

(1) 参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加申込書（様式第2号）を提出すること。

- ① 申込期間 令和3年4月2日（金）～令和3年4月16日（金）
- ②提出書類 様式第2号
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出場所 下記参照

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案

- ①提出期限 令和3年4月20日（火）
- ②提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

	提出書類	様式等	提出部数
1	会社概要	様式第3号	6部
2	受託業務実績	様式第4号	6部
3	企画提案書	様式第5号	6部
4	見積書	様式第6号	6部
5	業務実施体制	様式第7号	6部

6	誓約書	様式第8号	1部
7	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3か月以内に発行されたものの写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税(県税及び市町村税)の未納のない証明書	1部

③提出方法 持参又は郵送

④提出場所 下記参照

9 見積要件

今回の企画提案にあたっては、次のとおり 6,598 千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

10 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

糸満のくらし体感施設業務委託に係るプロポーザル選定委員会において、評価基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、受託候補者の順位を決定する。

また、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を受託候補者として選定する。

なお、応募が1者のみであった場合においてもプレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。

(2) プレゼンテーション審査

①日 時 令和3年4月23日（金）

※時間については、別途メールにて連絡する。

②会 場 糸満市役所 3-A会議室

(3) プレゼンテーション実施方法

①1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）以内とする。

②1事業者につき、最大3名までの入室を認める。

③プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。なお、追加資料については、認めない。

(4) 評価基準

評価項目	着眼点・視点
業務に対する基本的な考え方	○業務を円滑かつ効率的に行うための必要な知識や実績 ○業務の趣旨を理解した上での目的設定
実施体制	○業務実施に必要な知識・経験等を有する職員の配置 ○管理に必要な人員の確保
実施内容	○業務内容の現状や問題点の理解度 ○業務に対する具体的かつ有益な提案 ○施設及び周辺地域に関する活性化案の提案
事業者提案	○業務実施にあたり、効果的な独自の提案
見積金額	○見積金額に節減努力など積算金額の妥当性

1.1 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者を決定した後、令和3年4月26日（月）に各提案事業者に対して文書にて通知する。

1.2 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

1.3 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

1.4 注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

1.5 その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、糸満市契約規則第38条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

1.6 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所3階

経済部商工水産課（担当：商工振興係 徳元）

TEL：098-840-8137 FAX：098-840-8155

Email：sho-sui@city.itoman.lg.jp

受付時間 平日の9時から12時、13時から17時まで（土日祝日を除く）